

故・土井尚義氏への謝罪・名誉回復・補償を求め 日本弁護士会が政府に「勧告」

新たな闘いへ

11月23日(祝日)
午前10時～12時
参加費(資料代)：300円

報告集会開催

会場：戸頭団地・7街区(賃貸)集会所
(ウラ面に「勧告書」・会場案内図)

挨拶：土井道子
報告：戸張順平・鮎川泰輔
(弁護士法人・茨城の大地、弁護士)
：田村武夫(茨城大学名誉教授)
：塚越恵子(支える会・会長)
：大橋豊(レッドパーズ訴訟原告)

★ 参加者からの発言など

主催：政令201号弾圧事件・人権救済を支える会
2013年11月：事務局0297-78-0500

取手市(戸頭)にお住いの故・土井尚義さんは戦後アメリカ占領軍の下で起きた憲法違反の無法な弾圧「政令 201 号事件」の被害者として「人権救済」を求め立ちあがりました。

日本弁護士連合会は、今年8月28日、調査の結果、マッカーサー指令がポツダム宣言からも逸脱したもので、土井尚義さんの訴えは正当であることを確認、安倍首相・大田国土交通大臣・JRに対し、土井尚義さんの名誉回復・謝罪・損害補償を求める「勧告」を出しました。

この弾圧事件は新憲法の下で新しい国づくりを求める運動を恐れた占領軍(マッカーサー)が、S23年7月、政府に「書簡」を出し、それを受け芦田内閣が公務員の争議行為を全面禁止する憲法違反の「政令 201 号」を出し、運動の中心的な役割を果たしていた国鉄などの労働組合を弾圧した事件です。この弾圧で、平和と民主主義、生活向上を目指す運動は抑えられ、その後の「レッドパーズ」攻撃へ続き、今日まで公務員の争議権は奪われたままです。

今回の「勧告」は公務員の労働基本権を取り返すうえで今後の闘いへの大きな展望を与えるものになります。

戸頭団地7街区集会所地図

(関東鉄道常総線)

戸頭駅

取手方面 →

← 常磐高速谷和原インター 7キロ

国道 294・国道 6 号までは 6 キロ

新利根道路へ至る

利根川(柏方面)

トヨタ
ビスタ

スーパー
マスダ

銀行

消防署

商店街

公民館

広い歩道

スーパー

八百屋

団地

団地

駐車場

トンネル

団地

団地

団地

団地

集会所

団地

団地

7-7-18

団地

団地

団地

戸頭公園

— は車道
..... は中央歩道

コスモ
GS

団地

ふれあい道路
取手方面 →

内閣総理大臣 安倍晋三殿

日本弁護士連合会 会長 山岸憲司

勸告書

当連合会は、申立人亡土井尚義申立に係る人権救済申立事件(2011 年度第 5 号人権救済申立事件)につき、貴殿に対し、以下のとおり勸告する。

第 1・勸告の趣旨

申立人は、1948 年(昭和 23 年)8 月 9 日付けで旧国鉄札幌鉄道局から懲戒免職処分を受けた者であるが、同処分は、本来適法な申立人の争議行為について、労働基本権を違法に剥奪した同年 7 月 31 日公布の政令 201 号を根拠になされたものであり、申立人の労働基本権及び勤労の権利という人権を侵害した違法な処分であることが認められる。

このような労働基本権及び勤労の権利の侵害は、当時我が国が連合国最高司令官総司令部(GHQ)の占領下にあり、同司令部の指揮により同政令が公布されたとしても、許されるものではない。

よって当連合会は、国に対し、可及的速やかに、申し立て人の被った被害の回復のために、謝罪と名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずるよう勸告する。

第 2・勸告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

勸告書は、安倍総理大臣、太田昭宏国土交通大臣、そして旧国鉄を引き継ぐ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長宛てに出されました。